各自動車整備振興会 教育担当者 殿

「平成16年度版 法令教材」教科書の訂正連絡

^{쌆団}日本自動車整備振興会連合会(教育部)

訂正頁	訂 正 行		訂正内容(訂正部分)
41 頁	上から8行目	変更	(正)(道路運送法 <u>第80条第2項の規定に基づく貸渡人を自動車</u>
			<u>の使用者として行う</u> 自家用自動車)
			(誤) (道路運送法 <u>施行規則第 52 条の規定を受けた許可に係わる</u>
			自家用自動車)
	表の「自動車の種	変更	(正)・道路運送法 <u>第80条第2項の規定に基づく貸渡人を自動車</u>
	類」欄の上から3		<u>の使用者として行う</u> 自家用自動車(レンタカー)
	枠目の上から 5~6		(誤)・道路運送法施行規則第 52 条の許可に係る自家用自動車(レ
	行目		ンタカー)
187 頁		変更	(正)特 <u>種</u> 自動車(トラック、バス、ディーゼル乗用車をベース
	表の「車種」欄の		としたものに限る)
	下から2枠目		(誤)特 <u>殊</u> 自動車(トラック、バス、ディーゼル乗用車をベース
			としたものに限る)
194 頁		変更	突入防止装置の長さ 突入防止装置の取付位置(空車状態)項目
	表の「18条の2」		欄の上段
	欄の上から2枠目		(正)車両総重量 3.5 t <u>以下</u> の普通貨物自動車
			(誤)車両総重量 3.5 t <u>未満</u> の普通貨物自動車
	表の「32 条規定数		走行用前照灯最高光度の規定数値欄の下から1行目
195 頁	値」欄の上から3	変更	(正) 最高光度の合計は <u>225,000 cd</u> を超えないこと
	枠目		(誤) 最高光度の合計は <u>22.500 cd</u> を超えないこと
	表の「32 条規定数		すれ違い用前照灯の取付位置(照明部の中心高さ)の規定数値
	値」欄の下から 1	変更	(正)地上 <u>1.2m</u> 以下(S35.10.1 から H17.12.31 まで~)
	枠目		(誤)地上 <u>2.1m</u> 以下(S35.10.1 から H17.12.31 まで~)